

さ情審査答申第70号  
平成23年3月17日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成22年9月24日付けで貴職から受けた、さいたま市内道路予定地等における「再生砕石のアスベスト混入調査」に関する資料（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年7月1日付け建土道計第612号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った文書不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、公開を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

市民からの抗議文等に対して、さいたま市は環環対第1430号並びに建南建第315号により、「目視調査を行ったところ、石綿含有建材として疑わしい破片は確認されませんでした。」と回答しているにもかかわらず、当該回答の根拠とする行政情報が不存在とすれば余りに無責任である。

再生砕石に含まれる石綿含有建材の有無の目視調査（以下「目視調査」という。）を行った現場は複数にもかかわらず、調査を実施した資料すら

存在しないとする、さいたま市の文書管理は如何なる状態であろうか。

実施機関は、目視確認を行い「石綿含有破片が確認されなかった」ことを口頭で上司に報告したと説明しているが、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第3条には、「事案の処理は、文書によることを原則とする。」とあるのだから、当然、記録として文書が作成されるはずである。

目視調査には、関係部署が合同で調査を行っている現場が複数あるが、合同調査であれば情報を共有し、それぞれの部署で上司に報告しているはずである。かつ、目視調査は専門の職員でなければ行うことができないため、当然、環境部局から関係部署に対して調査内容の報告があったものと推測できる。

さいたま市環境局環境共生部環境対策課において、「公共工事現場における再生砕石の調査経過」（平成22年8月6日現在）を作成している。平成22年1月7日から6月14日までに12回の目視調査を実施したとしているが、如何にして作成されたか不思議である。

電磁的記録（パソコンの情報）を確認したのか疑問である。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 市民等から再生砕石に石綿含有建材が混入しているとの指摘を受けた土地管理者（各所管課）が、電話や口頭で環境対策課に目視調査の依頼をしており、緊急対応として迅速に指摘現場の目視調査を行った（以下、「本件事案」という。）ものである。

目視調査は専門的知識を持つ環境対策課職員が同行して行ったが、再生砕石に石綿を含有する破片の混入は認められず、問題は生じていなかったため、その状況を現場で判断し、かつ、上司に口頭で報告を済ませた。これを受けて、市民から提出されていた抗議文等に対して「目視調査を行ったところ、石綿含有建材として疑わしい破片は確認されませんでした。」と回答したものである。

- 2 再生砕石の問題が長期化したこと、対応している部署が多岐に渡ったことから、経過等を一元的に整理する必要性が生じたため、関係部署で対応を整理し、「公共工事現場における再生砕石の調査経過」を事後的に作成した。当該行政情報は異議申立人にも公開済みである。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、さいたま市内道路予定地等における「再生砕石のアスベスト混入調査」に関する資料であるが、異議申立人の意見及び実施機関の説明によると、要するに、市内道路予定地等に敷設している再生砕石に、石綿含有建材の混入が疑われる問題に係る市民からの抗議文等に対して、「目視調査を行ったところ、石綿含有建材として疑わしい破片は確認されませんでした。」と回答するにあたり根拠とした当該目視調査の現場報告書や出張手続きに関する資料などがこれに該当すると思料される。

## 2 文書管理規則等について

異議申立人が主張するように、文書管理規則第3条には、「事案の処理は、文書によることを原則とする」と定められている。

しかし、さいたま市職員服務規程(平成13年さいたま市訓令第6号。以下「服務規程」という。)第9条第3項には、「出張した者が帰庁したときは、速やかに復命書を作成し、所属長に提出しなければならない。ただし、その出張が軽易な場合又は上司に随行する場合にあっては、口頭で復命することができる。」と規定されており、出張が軽易な場合には復命書の作成を省くことができる。

加えて、実施機関の旅費支給の運用においては、宿泊費、日当、旅行雑費、鉄道賃等の旅費が支給されないものについては、旅行命令の迅速化並びに事務の簡素化の観点から「口頭による旅行命令」とする取扱いとなっていることから、このような出張の場合には、必ずしも旅行命令簿が作成されるものではない。

## 3 本件事案について

本件事案について、実施機関の説明によると、以下の事情が認められる。

市民等から市管理地の再生砕石に石綿含有建材が混入しているとの指摘を受けたため、関係部署が口頭で連絡を取り合い、緊急対応として指摘現場の目視調査を行った。

そもそも再生砕石は、建築物等の解体時において発生するコンクリート塊を、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき適正に分別解体した後に、再資源化施設に運び込み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に破砕処理することにより、安全な製品として出荷されたものなので、石綿含有建材は混入されていないという前提がある。そして、実施機関は目視調査の結果、石綿含有建材として疑われるものの存在は認められないことを確認したにすぎないものであった。

そこで、関係部署においては調査結果を上司に口頭で報告を行ったのである。

そして、本件事案における出張は、いずれもさいたま市内であり、旅費の支給を伴うものではなかったこと、及び上記 で述べたとおり、実施機関としては石綿状のものの不存在を確認したにすぎなかったことから、目視調査の現場報告書についてであれ、出張手続きに関する資料であれ、文書を作成する必要はないと判断したものと認められる。

4 本件処分の妥当性について

上記3で述べてきたとおり、本件事案における調査の内容及び結果を踏まれば、実施機関が文書を作成していなかったとしても、文書管理規則及び服務規程に直ちに違反するものとは認められない。したがって、記録として文書が作成されているはずであるという異議申立人の主張は採用することができず、本件処分は妥当なものである。

もっとも、本件事案は石綿含有建材が再生砕石に含まれているかという、市民の安心・安全に重大な影響を与える可能性のある問題であることを考慮すれば、規定の内容にかかわらず、本件事案の処理は文書によっておくことが望ましかったとは言いどころではある。

5 以上のとおりであるので、異議申立人におけるその余の主張については、判断しない。

6 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

|  |             |                  |
|--|-------------|------------------|
|  | 平成22年 9月24日 | 諮問の受理            |
|  | 同 年 10月12日  | 実施機関から理由説明書を受理   |
|  | 同 年 10月21日  | 審議               |
|  | 同 年 11月 1日  | 異議申立人から意見書を受理    |
|  | 同 年 11月11日  | 審議               |
|  | 同 年 12月16日  | 異議申立人からの意見聴取及び審議 |
|  | 平成23年 1月20日 | 実施機関からの意見聴取及び審議  |
|  | 同 年 2月17日   | 審議               |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名     | 氏 名     | 備 考   |
|---------|---------|-------|
| 会 長     | 池 上 純 一 | 大学教授  |
| 委 員     | 石 川 和 子 | 弁護士   |
| 委 員     | 伊 藤 一 枝 | 弁護士   |
| 委 員     | 岡 本 弘 哉 | 弁護士   |
| 会長職務代理者 | 小 室 大   | 行政経験者 |

(五十音順)